

災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定

鈴鹿市水道局（以下「甲」という。）と鈴鹿管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震等の災害及び事故等の発生により水道管路施設に被害が生じた場合において、緊急に復旧するための工事及び資機材の調達等（以下「応急復旧工事等」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害及び事故等により甲の水道管路施設に被害が発生したときに、甲と乙が協力して連絡調整を図り、速やかに応急復旧工事等を実施して水道管路施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において応急復旧工事等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 被害状況の調査及び報告
- (2) 応急復旧資機材の調達及び運搬
- (3) 応急対策工事及び作業
- (4) 応急復旧工事及び仮設工事等
- (5) その他、甲が必要と認める工事及び作業

（応急復旧工事等の実施）

第3条 甲は、応急復旧工事等を実施する必要があるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲の指示に従い応急復旧工事等を実施するものとする。

（緊急連絡応援体制）

第4条 甲及び乙は、協力要請及び情報共有のため、あらかじめ緊急連絡応援体制を確立するものとする。

2 甲及び乙は、前項の体制に変更が生じた場合には、相互間において速やかに修正を行うものとする。

（費用の精算）

第5条 甲は、第3条第2項に規定する応急復旧工事等の実施に要した費用について実施内容を確認し、鈴鹿市水道事業契約規程等の関係法令に基づき対応するものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 第3条第2項の規定に基づき応急復旧工事等に従事した者が、当該業務より負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。た

災害等における緊急連絡応援体制について

鈴鹿市水道局と鈴鹿管工事協同組合は、災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定（平成19年5月29日締結）第4条の規定に基づき、次のとおり緊急連絡応援体制を定める。

記

- 1 鈴鹿市水道局及び鈴鹿管工事協同組合の緊急連絡応援体制は、別表のとおりとする。
- 2 地震等の発生により電話連絡が不可能な場合は、次のとおりとする。

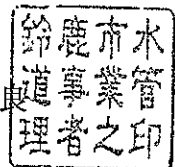
配備の種類	配備の内容	応援体制
第3非常配備	1 震度5弱の地震が発生したとき 2 東海地震の強化地域内に東海地震予知情報が発せられたとき	鈴鹿管工事協同組合の災害対策部長又は情報連絡係は、水道局庁舎に参集する。
第4非常配備	1 震度5強以上の地震が発生したとき	鈴鹿管工事協同組合の災害対策部長及び各地区班長は、水道局庁舎に参集する。

平成19年5月29日

鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市水道局

鈴鹿市水道事業管理者 倉田 勝良



鈴鹿市矢橋一丁目743番地

鈴鹿管工事協同組合

代表理事 三浦 道夫



